

社会福祉法人川西福祉会 役員の報酬に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、社会福祉法人川西福祉会（以下「本会」という。）定款第21条に定める役員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 本会の役員に対する報酬の額は、次のとおりとする。ただし、施設長を兼ねる理事については適用しないものとする。

総額 年 450,000円

内 訳

理事長	年額	150,000円
理 事	年額	30,000円
監 事	年額	30,000円

(支給方法)

第3条 報酬の支給方法については、役員が年度の途中において任命された場合はその月から、退職した場合はその月までの報酬を月割により算出して得た額を支給する。

2 報酬の支給は、毎会計年度の末月においてその額を支給する。

(委 任)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年6月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。